

大通地区再生検討支援及び南一条まちづくり事業整備効果等検討業務に係るプロポーザルを実施するので、下記のとおり告示する。

平成 26 年（2014 年）5 月 23 日

札幌市長 上 田 文 雄 印



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課

電話(011)211-2692

2 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

大通地区再生検討支援及び南一条まちづくり事業整備効果等検討業務

(2) 成果品の納入場所

上記 1 のとおり

(3) 業務内容

ア 大手本州・外資系企業等への大通地区に係るヒアリング調査

イ 地元関係者、専門家、本市等で構成する（仮称）大通地区再生研究会の
企画・運営・資料、議事録作成等

ウ 南一条まちづくり事業整備効果等検討

(4) 履行期限

契約締結の日から平成 27 年 3 月 27 日（金）まで

3 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 手続等

(1) プロポーザル実施要領の交付

平成 26 年 5 月 23 日（金）から都心まちづくり推進室ホームページにて公開

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 平成 26 年 5 月 23 日（金）から平成 26 年 6 月 13 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分まで。ただし、最終日の平成 26 年 6 月 13 日（金）は、12 時必着とする。郵送の場合は

簡易書留によるものとする。

ウ 提出場所 上記1のとおり

5 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を選定委員会により書類審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

選定委員会においてヒアリングを実施し、一次審査と併せて採点する。この最終審査により、入選者を選定する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(2) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 企画提案に虚偽の記載・申告がある場合

イ 企画提案書に記載された総括責任者が、極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ その他、選定委員会において不相当と認められた場合

(3) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 詳細はプロポーザル実施要領による。

(6) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。